

# 要 旨

## 主要立法（翻訳・解説）

### アメリカにおける人質返還政策の見直しと関連立法

#### —政策見直し報告と大統領令を中心に—

2015年6月、オバマ政権は、人質返還政策に関する見直し報告を発表し、同時に報告の内容を反映した大統領令第13698号と大統領政策指令第30号を発令した。今回の政策見直しでは、各政府機関の対応を統合的に調整する新たな組織として「人質返還統合室」をFBIに設置することや、犯人側との接触の是非について、これまでの政策を一部修正することなどが打ち出された。本稿では、報告をめぐる議論も含め、人質返還政策に関する米国の立法動向を概観し、併せて大統領令第13698号の全文を訳出する。

### 在外EU市民の保護に関する指令

EU市民は、基本条約で「国籍を有する加盟国が代表を置いていない第三国の領域において、いずれかの他の加盟国の国民と同一の条件で、当該他の加盟国の外交上及び領事上の保護を受ける権利」を保障されている。2015年4月に、保護の対象、範囲及び経費上の負担区分を明確にする指令が成立した。本稿では在外EU市民保護の背景及びこの指令の制定経緯について紹介し、指令の全文を訳出する。

### ドイツ放射線防護令

ドイツでは、原子力の平和的利用を定めた原子力法に基づき制定された放射線防護令が、放射線障害から人や環境の防護のための具体的な規制について詳細に定めている。人の防護に関する規定は、住民及び環境の被ばく、職業上の被ばく、医療上の被ばく、製造物への放射性物質の付加による被ばくについて定められている。同令の基準は、基本的に、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告等の国際的な諸基準に沿って設定されている。ただし、生涯における職業上の被ばく線量限度が追加されている等、これらの諸基準を上回る規定もある。本稿では、特に人の防護に関する同令の規定の概要を紹介し、関連部分を訳出する。

### オーストリアの2015年イスラム法

#### —国家によるイスラム系宗教団体の管理強化—

オーストリアでは、一定の要件を満たすキリスト教諸宗派やキリスト教以外の宗教団体を認可して公法上の団体とし、その自治を保障する一方、国法に従い国家に協力する義務を課している。そのような法制の一環として、イスラム系宗教団体の権利義務を定めるのがイスラム法である。本稿では、宗教団体の認可のための法的枠組み、1912年制定時のイスラム法及び2015年に新定された同法の概要を紹介し、2015年法を訳出する。

## 韓国の学校外青少年支援に関する法律

韓国では近年、小学生から高校生までの児童・生徒のうち、毎年6万人以上が長期欠席、退学等の理由により学業を中断している。学業中断者と高校への未進学者を合わせた「学校外青少年」を包括的に支援するため、2014年5月28日、「学校外青少年支援に関する法律」（学校外青少年支援法）が公布され、2015年5月29日に施行された。本稿では学校外青少年の現況及び学校外青少年支援法の概要を紹介し、併せて学校外青少年支援法の全文を訳出する。

## 台湾の長期介護サービス法

少子高齢化が急速に進む台湾で、2015年5月15日、介護体系の枠組み整備とサービス内容の質的向上を目的として、長期介護サービス法が制定された。心身の能力を喪失した要介護状態が6か月以上継続する者は、年齢を問わず全て介護サービス提供の対象となる。また、介護サービスの整備拡充や人材育成を推進するための財源として、介護サービス発展基金の設置も定められた。同法の制定経緯と主な内容を紹介し、その全文を訳出する。

## オーストラリアのネットいじめ対策

### —児童ネット安全コミッショナーの設置—

インターネットの発達と電子機器の普及により、オーストラリアでは、特に Facebook のようなソーシャル・メディア・サービス上での児童のネットいじめが急増している。ネットいじめ被害の苦情に対し、ソーシャル・メディア・サービスと新設された児童ネット安全コミッショナーが2段階で対応する仕組みを定めた2015年児童オンライン安全強化法（2015年法律第24号）が2015年7月1日から施行された。ネットいじめ被害の苦情に迅速に対応しないソーシャル・メディア・サービスやネットいじめの書込みの投稿者に対しては、罰金の徴収や裁判所への差止命令の申請等も可能となっている。本稿では、この法律の背景と概要を紹介し、併せて全文を訳出する。